

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號六第 卷六十四第

行發日一月六年三十和昭

論叢

箱館における缺乏品貿易……………

經濟學博士

本庄榮治郎

清算貿易制の理論……………

經濟學博士

谷口吉彦

共同體思想の生的基礎……………

經濟學博士

石川興二

時論

消費節約の問題……………

文學博士

高田保馬

研究

ホップスの租稅論とその周圍……………

經濟學士

島恭彦

利子率を含む經濟擴張論……………

經濟學士

飯田藤次

エツヂワースと誤差法則……………

經濟學士

馬場吉行

近世絞油業の發達……………

經濟學士

住谷勇二

說苑

損害率と保險料率との相關關係……………

經濟學士

佐波宣平

臨時稅法の整理……………

經濟學博士

汐見三郎

附錄

雜報・外國雜誌論題

本誌第四十六卷總目錄

(禁轉載)

臨時税法の整理

沙見三郎

一 臨時税法による増税と減税

昭和十二年から昭和十三年にかけて國税と地方税との兩方面に於て増税と減税との二つが行はれた。議會別にすると次の如くである。

(イ) 第七十回帝國議會

臨時租税増徴法其他による増税(平年度約四億圓)

臨時地方財政補給金による減税(一億圓)

(ロ) 第七十一回帝國議會

北支事件特別税法による増税(約一億圓)

(ハ) 第七十三回帝國議會

税制の部分的改正(所得税、相續税、登録税、酒税)

(収入に殆んど増減なし)

支那事變特別税法及臨時利得税法改正により増税

(平年度約三億圓)

臨時租稅措置法による減稅(平年度約四百萬圓)
臨時地方財政補給金による減稅(一億三千萬圓)

この中で北支事件特別税法は支那事變特別税法が成立すると共に廢止せられる事となつたので、増稅額は國稅に於て七億圓(臨時租稅増徴法其他による増稅と支那事變特別税法及臨時利得税法改正による増稅とを合して)であり、減稅額は國稅に於て四百萬圓(臨時租稅措置法による減稅)と地方稅に於て一億三千萬圓(臨時地方財政補給金による減稅)と云ふ數字を示してゐる。結局に於て國稅地方稅を通じ五億六千六百萬圓の増稅を行つた事となる譯である。

此等の増減稅の多くは臨時立法によつて試みられてゐる。問題を國稅のみに限定し臨時税法を年代順に列記すると次の如くである。

先づ第一に行はれたのは林内閣の結城大藏大臣の手になる臨時租稅増徴法(昭和十二年三月三十日法律第三號)である。其後に昭和十三年三月三十一日法律第四十二號で改正せられたが臨時租稅増徴法そのものは

今も尙行はれてゐる。臨時税法の整理として筆者が問題としてゐるのは實は此の税法である。

林内閣の次に立つた近衛内閣の時に北支事件が勃發し其の財源の一部として賀屋大藏大臣は北支事件特別税法(昭和十二年八月十二日法律第六十六號)を定めたのである。然し昭和十三年四月一日より北支事件特別税法は廢止せらるゝに至つた。

北支事件が支那事變に發展するに及び北支事件特別税法に代ゆる新税法を必要とした。賀屋大藏大臣が支那事變特別税法(昭和十三年三月三十一日法律第五十一號)を定めたる所以である。

支那事變特別税法と共に非常時稅法として注目すべきは臨時利得税法中改正法律(昭和十三年三月三十一日法律第四十五號)である。本税法は元來は滿洲事件を目標として定められたものであるが之を支那事變にも適用出来る様に改正を加へた。

支那事變特別税法及臨時利得税法改正は増稅を主眼とするものであるが、事變の爲め經濟上に惡影響を受

けたる人の負擔を軽減する爲めに臨時租稅措置法（昭和十三年三月三十一日法律第五十二號）を制定する事となつたのである。

上述の如く現行稅法として過去一年の間に基本稅法の他に臨時租稅增徴法と北支事件特別稅法と支那事變特別稅法と臨時利得稅法改正法律と臨時租稅措置法との五つの臨時稅法が設けられてゐる。此事は我國財政の安全感を保つに役立つ所が大であるが、同時に負擔關係を複雑化せしめた缺點も有してゐる。これ臨時稅法の整理を説く所以である。

二 國稅の複雑化

問題を國稅の増稅のみに限つて見る。國稅の大多數は基本稅法によつて定められ、その或者は臨時租稅增徴法と支那事變特別稅法との二つ又は一つによつて増徴せられてゐる。又或者は基本稅法なしに支那事變特別稅法のみによつて定められてゐるものもある。更に我が國稅が歳入豫算に整理せられてゐる形式を見るに

經常部に屬するものと臨時部に屬するものとが交錯してゐる。複雑なる我が國稅を根據稅法別と豫算別とに示せば次の結果を得るのである。

(イ) 基本稅法のみもの（歳入經常部に屬す）

- (1) 地租、(2) 個人營業收益稅、(3) 採掘鑛區稅、(4) 試掘鑛區稅、(5) 砂鑛區稅、(6) 外貨債特別稅、(7) 兌換銀行券發行稅、(8) 清涼飲料稅、(9) 有價證券移轉稅、(10) 織物消費稅、(11) 揮發油稅、(12) 登録稅、(13) 狩獵免許稅、(14) 骨牌稅、(15) 印紙稅、(16) 關稅、(17) 噸稅

(ロ) 基本稅法と臨時租稅增徴法とによるもの（歳入經常部に屬す）

- (1) 法人營業收益稅、(2) 資本利子稅、(3) 相續稅、(4) 鑛產稅、(5) 酒稅、(6) 取引所營業稅

(ハ) 基本稅法と臨時租稅增徴法と支那事變特別稅法とによるもの（歳入經常部に屬す）

- (1) 所得稅、(2) 砂糖消費稅、(3) 取引所取引稅

(ニ) 基本稅法と支那事變特別稅法とによるもの（歳入經常部に屬す）

(1) 法人資本税

(ホ) 基本税法と臨時租税増徴法と臨時利得税法改正法律

によるもの(歳入臨時部に屬す)

(1) 臨時利得税

(ヘ) 支那事變特別税法のみによるもの(歳入臨時部に屬す)

(1) 利益配當税、(2) 公債及社債利子税、(3) 物品税、(4) 通行税、(5) 入場税、(6) 特別入場税

我國の國税三十四—正確に云へば多少の増減を見るのであるが便宜上三十四として置く—の中で半數は臨時租税増徴法及び支那事變特別税と交渉を持たないものであるが、此等の國税の收入額は極めて僅かである。數に於て我が國税の半分を占め額に於て我が國税の大部分を占める其他の國税について見ると、基本税法に臨時租税増徴法が加はつたものが六つ、基本税法と臨時租税増徴法と支那事變特別税法とによるものが三つ、基本税法と支那事變特別税法とによるもの一つ、基本税法と臨時租税増徴法と臨時利得税法改正法律に

よるもの一つ、支那事變特別税法のみによるもの六つとなつてゐる。

我が國税の全貌を一瞥するに、基本税法はもとより重要であるが、臨時租税増徴法と支那事變特別税法等の臨時税法が如何に重大なる役割を演じてゐるかを知らるのである。

三 臨時租税増徴法と支那事變特別税法

との比較

臨時租税増徴法は第一條に「當分ノ内本法ニ依リ所得税、法人ノ營業收益税、資本利子税、相續税、鑛産税、酒税、砂糖消費税、取引所税及臨時利得税ヲ増徴シ金鑛及銀鑛ニ特別鑛産税ヲ課ス」と定め、支那事變特別税法第一條の「當分ノ内本法ニ依リ所得税、法人資本税、砂糖消費税及取引所税ヲ増徴シ利益配當税、公債及社債利子税、通行税、入場税、特別入場税及物品税ヲ課ス」と相ならんで臨時税法の形をとり基本税法と對立してゐるのである。兩税法が臨時的の性質を有してゐる事は、道府縣市町村等の地方團體が此等の租税

に對し附加税を課し得ない事によつても知られるのである。即ち臨時租税増徴法第二十條が「北海道、府縣、市町村其ノ他ノ公共團體ハ本法ニ依リ増徴スル税額（第七條及第二十二條ノ規定ニ依リ増額ト爲ル部分ヲ含マズ）又ハ本法ニ依リ課スル特別鑛産税ニ付附加税ヲ課スルコトヲ得ズ」と定め、支那事變特別税法第六十一條が「北海道、府縣、市町村其ノ他ノ公共團體ハ本法ニ依リ増徴スル税額（第七條ノ規定ニ依リ増額ト爲ル部分ヲ含マズ）又ハ本法ニ依リ課スル利益配當税、公債及社債利子税、通行税、入場税、特別入場税及物品税ニ付附加税ヲ課スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情アル市町村ニ限り内務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ第六條ノ規定ニ依リ課スル所得税ノ附加税ヲ課スルコトヲ得」と定めてゐるのである。

然らば臨時租税増徴法と支那事變特別税法との兩税法が同じ程度に臨時的の性質を有してゐるかと思ふに、決してそうではない。即ち支那事變特別税法が第七十六條に「本法ハ支那事變終了後其ノ翌年十二月三

十一日迄ニ之ヲ廢止スルモノトス」とあるに對し、臨時租税増徴法は法文上に廢止の時期を明示してゐないのである。これ臨時租税増徴法に「臨時」の文字を冠し且つ「當分ノ内」の法文を加へ、地方附加税の賦課を認めざる規定を設け、更に衆議院が「臨時租税増徴法の適用を昭和十二年度に限定し……」の附帶決議をなし貴族院が「臨時租税増徴法の施行は昭和十二年度限り之を止め……」の希望決議を加へてゐるに拘らず、支那事變特別税と異つてゐる所以である。かくて臨時租税増徴法が基本税法に比し臨時的なるに反し支那事變特別税法に比し恒久的なるを知るのである。

思ふに支那事變特別税法と臨時租税増徴法とは其の成立の事情を異にしてゐるのである。即ち所謂馬場税制案が行はれるものとして昭和十二年度豫算案が編成せられてゐたのであるが、廣田内閣の突然の辭職の爲めに豫算面に相當額の經常收入缺陷を生じたのである。この歳入缺陷を補ふ應急處置として林内閣の結城大藏大臣が臨時租税増徴法を案出したのである。かくて

臨時租税増徴法は支那事變とは直接の關係を有してゐないのである。之に反し北支事件特別税法は北支事件が勃發するに及び事件費の一部を支辨する爲めに設けられたものである。而して北支事件が支那事變に擴大するに及び一億圓の北支事件特別税に代り三億圓の支那事變特別税が設けられる事となつた。支那事變特別税法が支那事變の産物なる事を知るのである。

尙、臨時租税増徴法と支那事變特別税法との外に、臨時税法として臨時利得税法を考へねばならぬ。臨時利得税法は昭和四、五、六年を基準年度として臨時利得に課税するものであつて滿洲事件の産物である。今度は更に昭和九、十、十一年を基準年度として臨時利得に課税する事となり支那事變に適應する様にしたのである。これ亦「臨時」の名を冠しながら廢止の時期が定められてゐないが、支那事變とは關係の深いものである。廢止の時期が定められない點では臨時利得税法は臨時租税増徴法と共通點を有し支那事變特別税法と異り、支那事變と關係のある點では臨時利得税法は支

那事變特別税法と同様であつて臨時租税増徴法と異つてゐるのである。この三種の臨時税法が交錯してゐる所に、専門家でなければ負擔關係が明かにされないといふ國税の複雑化の惱みを見受けられる。

四 臨時租税増徴法の處置

國家非常時に際し全國民が舉つて租税を負擔し財政の安全感を保つべき事について誰しも異論の無い所である。然し基本税法と臨時租税増徴法と支那事變特別税法と臨時利得税法とが交錯し専門家でなければ國民の負擔關係を正確に理解し得ないと云ふのは決して好ましい事ではない。少くとも我國財政の現狀として國民は平素からどれだけの負擔をして居らねばならぬか、更に支那事變と云ふ非常事件が起つた時に國民は其上にどれだけの負擔をせねばならぬか、此間の消息が一目瞭然となつてゐる事が何としても必要である。此の意味に於て筆者は臨時税法の整理を希望し其の第一歩として臨時租税増徴法の處置を考へたいのである。即

ち臨時租税増徴法を廢止し其の規定の中で生きてゐる部分を基本税法に併合せしめんとするのが筆者の提案である。

我が國税の中で基本税法のみで定められてゐるもの、又は支那事變特別税法のみで定められてゐるものには、臨時租税増徴法は何等の關係を持たないのである。又臨時租税増徴法の規定するに止まるものも問題は簡單である。然るに臨時租税増徴法と支那事變特別税法とが交錯してゐる場合については複雑である。即ち基本税法と支那事變特別税法との二つで税率が計算せられ臨時租税増徴法が全く無視せられてゐる場合もあり、基本税法が全く無視せられ臨時租税増徴法と支那事變特別税法との二つにより計算せられる事もある。更に臨時利得税法の場合であるが、臨時租税増徴法第十九條によつて増徴せられたるものが臨時利得税法改正により排除せられてゐるのである。臨時利得税法中改正法律附則第三條「臨時租税増徴法第十九條ノ規定ハ昭和十三年一月一日以後ニ終了スル法人ノ各事

業年度分ノ臨時利得税及昭和十三年度分以降ノ個人ノ臨時利得税ニ就テハ之ヲ適用セズ」の規定がこれである。かくの如き混亂は何に基くか。基本税法と云ふ第一階と臨時租税増徴法と云ふ第二階と支那事變特別税法と云ふ第三階とにより我が國税が組織せられてゐる爲めである。而して國税の或部分については第一階、第二階、第三階の何れか一つだけが用をなし、國税の他の部分については或は第一階と第二階、第二階と第三階、第一階と第三階とが役立つてゐるのである。而して表面三階建の觀を呈しながら第一階又は第二階が取り除かれてゐる場合を往々にして見受けるのである。要するに中途半端の存在たる第二階の臨時租税増徴法を除く事が我が國税を直截簡明にする所以である。

非常時に處する國民の氣持としては恒久的の基本税法と臨時的の支那事變特別税法との二本建てにて非常時税制を組織せん事を望んでゐるのでなからうか。恒久的の基本税法と臨時的の支那事變特別税法との間に

介入する半臨時的にして半恒久的なる臨時租税増徴法の規定は原則として之を基本税法の中に組入れるべきであると信するのである。

我國の税制については根本的改革が要望せられ、現に第七十回帝國議會に於ても衆議院は「……中央地方を通ずる根本的税制改革を行ひ……」の附帶決議をなし貴族院は「……中央地方を通ずる税制改正案を次の通常議會に提出すべし……」の希望決議を行つてゐる。實は昭和十三年度には中央地方に通ずる税制の根本的改革が行はれる筈であつたが、圖らずも事變の爲めに延期となつてゐる。臨時租税増徴法の問題も、この中央地方に通ずる税制の根本的改革と關連を有してゐるのである。前述の如く臨時租税増徴法は、衆議院に於ては「臨時租税増徴法の適用を昭和十二年度に限定し……」と決議し貴族院に於ては「臨時租税増徴法の施行は昭和十二年度限り之を止め……」と決議してゐる結果として、決して之を恒久化してはならぬと云ふのである。もし臨時租税増徴法を基本税法に組入れて恒

久化する様な事があると、其の結果として衆議院と貴族院との決議が無視せられ、中央地方に通ずる税制の根本的改革が行はれなくなる虞があると云ふのである。筆者の見る所によれば、臨時租税増徴法を基本税法に組入れなくても税制改革を行はない心算ならば其儘に終り、苟も税制改革を行ふと云ふ勇猛心があれば臨時租税増徴法を基本税法に組入れても何等の差支を生じないのである。臨時租税増徴法を根本的税制改革と結びつける所に無理が存してゐる。

根本的税制改革を直ちに行ふのであれば、もとより臨時租税増徴法は廢止せられる事となる。根本的税制改革を暫く延期するのであれば臨時税法を整理する第一の方法として臨時租税増徴法を處置せねばならぬ。三階建の複雑なる國税制度を二階建の簡單なる國税制度に改める爲めには、何としても臨時租税増徴法を解體して其の大部分を基本税法に包含せしめる必要がある。